

奈良県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十六年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
サン薬局御所店	御所市三九五―一	平成二十五年十月一日
堀本薬局	橿原市内膳町五―一―一六	平成二十五年十月一日
あおば薬局大福店	桜井市大字大福二三八―一一	平成二十六年一月一日
クリニック吉田	橿原市膳夫町四七七―一九	平成二十五年十月一日
赤崎クリニック	桜井市大字谷一一一番地	平成二十五年十一月一日
匠デンタルクリニック	生駒市西松ヶ丘一―四三 ナビー ルSANWA一〇一	平成二十五年十月十四日
奥野クリニック	大和高田市日之出東本町二〇―一 八	平成二十五年十月一日
エスエイ歯科医院アピタ西大	北葛城郡上牧町上牧三〇〇〇―一	平成二十六年一月一日

和

アピタ西大和一階

月六日